平成２２年（フ）第１１９６号
横浜市西区戸部本町３番２号、申立時の住所埼玉県新座市野火止８丁目８番20―111号武蔵野北スカイハイツ
破産者　栗原　忠昭
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９７号
横浜市西区戸部本町３番２号、申立時の住所埼玉県新座市野火止８丁目８番20―111号武蔵野北スカイハイツ
破産者　栗原美代子
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８３号
埼玉県朝霞市溝沼２丁目９番17号
破産者　片田　淳次
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４３６号
茨城県つくば市自由ヶ丘824―79、住民票上の住所埼玉県蕨市中央７丁目13番８号
破産者　若林　　弘
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４３７号
埼玉県蕨市中央７丁目13番８号
破産者　若林　惠子
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４６７号
さいたま市桜区西堀８丁目23番33―307号
破産者　堀内　祐一
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１９号
横浜市栄区小菅ケ谷２丁目７番17―218号
破産者　柏木　純江（旧姓濱口）
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５号
長野県飯田市宮ノ上4677番地91
破産者　廣本　明敏
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第６号
長野県飯田市宮ノ上4677番地91
破産者　廣本　寛子
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第８８号
長野県飯田市中村228番地
破産者　仲田　行宏
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第５８号
沖縄県宮古島市平良字松原542番地10ビューテラスドエル202号、破産手続開始決定時の住所京都府舞鶴市森本町９番地35
破産者　花岡　秀隆
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第８８０５号
大阪府八尾市太田１丁目75番地
破産者　竹本　　桂
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３５１号
大阪府東大阪市加納３丁目８番30号　202号、前住所大阪府東大阪市若江東町３丁目１番４号
破産者　井藤ブロック工事こと　井藤　良男
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５１３号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目９番９号
破産者　近藤　　弘
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５９３号
大阪市城東区新喜多１丁目10―６　京橋ヴィラＡ棟302号、住民票上の住所大阪市城東区東中浜３丁目17番18号　ハイエストスリー305
破産者　奥田　知加
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９号
大阪府豊中市服部本町５丁目１番５―302号
破産者　大友　英丈
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６４号
大阪府八尾市八尾木117番地の１　東和化成２階、登録原票上の住所大阪府八尾市西山本町６丁目４番９号
破産者　文原こと　文　　勝男
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０８１号
大阪府寝屋川市三井が丘４丁目３番77―103号
破産者　豊田　正幸
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部